

基安発 0303 第1号
令和5年3月3日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところである。また、平成29年からは「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところである。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（1月13日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上之死傷者数は805人、うち死亡者数は28人となっている。業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生している。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった。

このため、別添のとおり、令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとする。本キャンペーンにおいては、特に、①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること、に重点を置き、関係団体とも連携して周知・啓発を図る。また、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを引き続き運営する予定である。

については、管内の事業者団体に対して本キャンペーンの周知について要請を行うとともに、事業者に対し、4月から9月末までに実施するパトロールや、労働衛生管理体制に係る指導等あらゆる機会を捉えて、要綱の9及び10に記載された事項について取り組むよう指導されたい。また、指導に当たっては、死亡災害の多い建設業、警備業、製造業に対して重点的に行われたい。